

平成 29 年度 佐賀支部事業計画 実施報告

実施内容	実施結果
佐賀支部は保険料率 7 年連続ワースト 1 であることを重く受け止め、インセンティブ制度の本格実施を見据えつつ、加入者の利益実現に向けた施策について重点的に取り組む。 1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第 3 期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。 加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプランに記載された各種施策の更なる充実・強化を図る。 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCA サイクルの強化を図る。 (2) 平成 30 年度に向けた意見発信 平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表	1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 医療費、健診データを活用し、第 1 期データヘルス計画の実施と第 2 期データヘルス計画の策定を行った。また、医療提供側へのアプローチとして、本部提供ツールを活用したジェネリック医薬品使用促進のための薬局及び医療機関へ情報提供を開始。 医療費の地域差について県をはじめ関係団体と情報共有を行い、連携して加入者や県民へ現状を訴え、対策に取り組むような広報を実施。 (2) 平成 30 年度に向けた意見発信 第 7 次佐賀県保健医療計画案、第 3 期佐賀県医療費適正化計画案、第 3 次佐賀県がん対策推進計画案に対して県保険者協議会と連携し意見を提出。

した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。

県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、県・市町や医療関係団体（医師会等）と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。

佐賀県国民健康保険運営協議会、5市の国民健康保険運営協議会に参画。医療費適正化の取組を推進し国保の赤字財政の計画的な解消を求めることと併せ、一般会計からの繰入は協会加入者にとって二重負担となることから慎重に検討するよう発言。県歯科医師会協力による「歯科コラム」（メルマガ配信）のスタート。

（参考）県の審議会・協議会及び地域・職域連携推進協議会等への参画状況（H30.4現在）

主催	会議名	
県	佐賀県国民健康保険運営協議会	
県	佐賀県地域・職域連携推進協議会	
県	佐賀中部地域・職域連携推進協議会	
県	鳥栖市地域・職域連携推進協議会	
県	唐津市地域・職域連携推進協議会	
県	伊万里・有田地区健康アクション佐賀21地域推進協議会	
県	杵藤地区地域・職域連携推進協議会	
県	健康アクション佐賀21推進協議会	
県	佐賀県ストップ糖尿病対策会議	
県	佐賀県ストップ糖尿病対策事業の2次医療圏単位会議	
県	佐賀県後発医薬品使用検討協議会	
県	佐賀県後期高齢者医療広域連合運営懇話会	
県	佐賀県がん対策推進協議会	
県	地域医療構想調整会議（北部分科会）	
県	地域医療構想調整会議（東部分科会）	
市	国民健康保険運営協議会（佐賀市）	
市	国民健康保険運営協議会（鳥栖市）	
市	国民健康保険運営協議会（小城市）	
市	国民健康保険運営協議会委（伊万里市）	
市	国民健康保険運営協議会（武雄市）	
市	国民健康保険運営協議会（神埼市） ※H30年度から	
	佐賀県保険者協議会	
県医師会	佐賀県糖尿病対策推進会議	

（３）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- 医療費適正化対策を更に推進するため、効果的なレセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施を図り、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を県や、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。
- 前項を踏まえ、支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施する。
- オンライン資格確認システムを使った医療機関における資格確認業務の効果的な推進を図る。
- 各保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ引き続き働きかけを行う。
- 医療費適正化プロジェクトを継続し、全職員が担当業務の垣根を越えた協働事業に参画することで、総合的な医療費適正化を推進する。
- 市町等関係機関との健康づくり事業等に関する協定締結を促進する。

（３）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- 「ジェネリック情報提供ツール」を使用した薬局通知、医療機関通知を開始。１期データヘルス計画の振返り及び２期データヘルス計画の策定。
- 支部のデータを元に県の担当課等と情報交換を実施。
- オンライン資格確認システム利用機関（２機関）照会対応。
- 県保険者協議会へ被用者保険の立場から広報事業についての意見発信を実施。
- 企画総務部で「事業者健診データ取得」、業務部で「債権回収」をテーマに活動。
- 新規締結は無し。既締結先との連携を優先。

（参考）地方自治体等との連携状況（H30.4現在）

	健康づくりの推進に向けた包括的な連携
H26.3.24	佐賀県
H26.7.16	佐賀市
H28.4.7	武雄市
H29.1.11	鳥栖市
H28.3.24	県医師会
H28.8.1	県歯科医師会
H28.5.13	県薬剤師会
H28.4.1	県国民健康保険団体連合会

- 加入者の健康づくりを目的とした健康経営の普及活動及び健康宣言事業所に対する取組への支援について、関係機関との連携や支部全所体制により事業の推進を図る。
 - ・ 関係団体と連携し、事業主等に対し健康経営の実践を主題としたセミナーを実施する。
 - ・ 関係機関と連携し、健康宣言事業所に対するインセンティブ付与制度を創設し事業内容の充実化を図る。また、必要に応じて宣言事業所への健康づくり事業の活動支援を行う。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、加入者が安心して使用でき

- 県、団体の会合等で支部幹部による説明実施、取組への協力依頼。約 1,000 社へ健康宣言登録奨励実施。
 - ・ 商工団体、県保健福祉事務所等と連携し 2 地区で健康経営セミナーを実施。(9 月、計 102 名)
講師：九州経済産業局
特定医療法人財団博愛会理事長（唐津）
株式会社クライミング代表取締役社長（鳥栖）
県保健福祉事務所
協会けんぽ
 - ・ 佐賀支部で事業所優良認定制度の創設。(7 社認定)

29年度_がばい健康企業宣言の優良認定企業

事業所名	所在地
社会福祉法人 有田町社会福祉協議会	有田町
祐徳バス 株式会社	鹿島市
社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会	唐津市
社会福祉法人 若楠	鳥栖市
医療法人社団 如水会 今村病院	鳥栖市
田島興産 株式会社	佐賀市
株式会社 ミゾタ	佐賀市

※宣言登録順

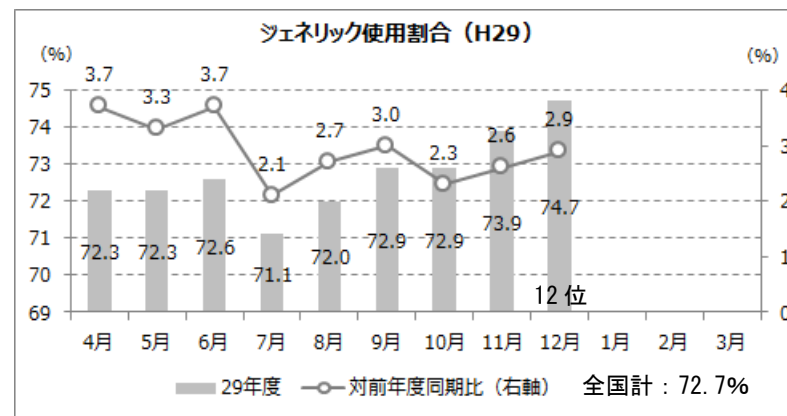
- ・ 有田工業高校に協力いただきロゴマークの創設。
- ・ 佐賀県へ対し健康経営に取組む企業の顕彰制度創設に向け、幹部による働きかけ実施。

<29 年度新規宣言登録：18 社（累計 46 社）>

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

るための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。

- ・ 後発医薬品使用検討協議会に参画し、積極的な意見発信を行う。
- ・ 更なる使用促進のための環境整備や各種施策の検討を進め、その実施結果等を県をはじめとする関係者へ意見発信する。
- ・ ジェネリック医薬品に関するセミナー及び各種研修会を通じて、使用促進を図る。
- ・ ジェネリック医薬品を希望する意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の活用を図る。
- ・ ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担の軽減効果額通知サービス（年度内2回目通知）を継続して行うとともに対象範囲の更なる拡大を引き続き図る。
- ・ 医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行う。



- ・ 県後発医薬品使用検討協議会に支部長が参画、参画団体へ協会事業の説明等実施。本部提供ツール、加入者アンケートを活用した医療提供側へのアプローチについて、県国保課、県薬務課、県医師会、県薬剤師会へ概要説明実施。
- ・ 佐賀県と共催で医療従事者向けのセミナーを開催（2月、144名）
講師：宮崎県薬剤師会専務理事
明治薬科大学名誉教授
協会けんぽ
- ・ 保険証等の発送時、保健指導時や加入者からの申請書送付依頼時に希望シールの配布実施。（支部配布約21,000枚）
- ・ 通知サービス：8月、2月に本部にて実施。本部マニュアルに沿った事前作業及び支部広報実施。
8月実施結果：26,872名送付、8,064名切替
切替率30%（全国平均27.4%）
- ・ 本部提供データを活用し、①薬局（505）と医療機関（563）へ個別資料配布。アンケートも併せて実施、結果をホームページへ公表。（医療機関分は集計中）②医薬品流通リストを作成しジェネリックセミナーで参加者へ配布。

(5) 地域医療への関与

- 地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き県に対する働きかけを行う。

(6) 調査研究の推進

- 保険者機能を強化するため、医療の質の向上や効率化の観点から、医療費分析マニュアル及びGIS（地理情報システム）を活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう、以下の取り組みを強化する。
 - ・ 健診・レセプトデータ・各種情報リストを活用した多角的な分析を行い、その結果を発信する。
 - ・ 県・市町等と情報交換を行いながら分析を行うことで、情報の共有を図るとともに、その結果を保健事業の効果的な推進に活用する。

(5) 地域医療への関与

- 県及び各地区の地域・職域連携推進協議会にて健康宣言事業の周知、説明を実施。医療提供体制等の検討の場への参画については、現在保険者協議会メンバーとして2地区の会議へ出席。他会議への参画可能性等について情報収集。

(6) 調査研究の推進

- GISを活用し、対象者住所と最寄健診機関を結びつけた特定健診受診広報を実施（武雄市住所者、約1,000人）、健康宣言事業所へ配布するための事業所カルテの作成（42事業所配布）
 - ・ 第1期データヘルス計画でメタボ対象者分析を行うための経年データベースを作成、事業の企画及び啓発チラシ作成等に利用。第2期データヘルス計画策定のための現状分析資料を作成。
 - ・ 県の健康プラン評価のための健診項目の算出データの提供、保険者協議会へ市町別の医療費等データ、リスク因子等の標準化該当比データを提供。

(7) 広報の推進

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールの充実を図り、それぞれの属性に応じた多様な広報チャネルを活用し、より効果的な広報の推進を図る。

- ・ 加入者に直接届く広報として、メールマガジンの充実を図る。
- ・ 医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るためのチラシやリーフレットの配布を行う。

- 県、市町、医療関係団体等と連携し、情報の発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

(7) 広報の推進

- 29年度広報実施状況

媒体	概要	対象	実施内容	経費
チラシ	年金機構が事業所へ発送する納入告知書へ同封(毎月)	適用事業所(約12,600)	・制度改正(マイナンバー連携、高額療養費) ・保険料率、医療費 ・決算	53.5万円
	社会保険協会発行の広報誌に記事提供(毎月)	社会保険協会会員事業所(約9,000)	・適正受診(保険証回収、第三者行為、柔道整復師施術、かかりつけ医等) ・事業実施案内(被扶養者資格再確認、医療費通知、ジェネリック軽減額通知、情報提供サービス、申請書作成支援サービス) ・セミナー告知 ・健診・保健指導勧奨 ・事業者健診データ提供依頼 ・制度周知(限度額適用認定証、退職後の健康保険)等	無料
メールマガジン	メールマガジン登録者へ配信(月1回)	メールマガジン登録者914名 H30.3末		運営コストは本部支出
ホームページ	佐賀支部ホームページ(更新は随時)	トップページアクセス数平均3,700(H29.4~H30.1)		
新聞	佐賀新聞(10月)	発行部数14万	保険料率、医療費、健康経営	162万円
新聞	佐賀新聞(3月)	発行部数14万		本部支出
新聞	西日本新聞(3月)	発行部数5万(県内)		32万円
市町広報誌	19市町(一部市町は無料)(3月)	21万世帯	平成30年度保険料率	計24.2万円
団体広報誌	商工会議所等(3~5月) *広報誌、ホームページ掲載依頼	会員事業所		無料
フリーペーパー	MOTEMOTEさが(3月)	発行部数10万		21.6万円
新聞	佐賀新聞(3月)	発行部数14万	健康企業宣言	64.1万円

- ・ 申請書送付時、保健指導実施時、セミナー等でメールマガジン新規登録勧奨の実施。(目標+140件→+218件)
- ・ 納入告知書同封チラシ、社会保険協会発行広報誌に限度額適用認定証使用促進のための記事掲載。(7月、10月)

- 医療費の地域差や協会けんぽの保険料率の現状について県をはじめ関係団体へ支部幹部を中心に情報発信を実施。

・ 新聞メディア等への働きかけを強化する。 ・ 特定健診とがん検診との同時実施について、県、市町と連携し情報の発信を行う。 ○ 地方自治体や中小企業関係団体及び医療関係団体が県内各地で開催する健康イベント等に参加し、C I 活動を図ることで、広く協会の存在感、協会の取組みを示す。 ・ 各種会合やイベント会場において保健師・管理栄養士による各種測定機器等を活用した健康相談等を行う。 ・ 関係団体等との共同開催による健康セミナー等を実施する。 （８）的確な財政運営 ○ 直面している厳しい財政状況を広く伝え、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現のため、引き続き、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ○ 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ○ 県、市町の医療・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。	・ 関係者による鼎談形式の新聞広告実施。 ・ 保険者協議会において佐賀県市町の集団健診の日程及びがん検診が同時受診の可否について調査実施、情報共有（30 年度健診）。 ○ 健康イベントへのブース参加の他、協定先等と連携したセミナーを開催。 ・ ブース出展、健康度測定実施：がん征圧県民のつどい（9 月）、ばぶばぶフェスタ（10 月）、さが桜マラソン（3 月） ・ 運動セミナー実施（佐賀市後援）（10 月） *武雄会場（武雄市共催）は中止 （８）的確な財政運営 ○ 佐賀支部の医療費の現状と保険料率について県民に知ってもらい、健康経営の普及、健診・保健指導の利用促進を目的とした鼎談形式の新聞広告実施。 ○ 30 年度保険料率改定に係る支部広報については、佐賀支部の保険料率の高さを認識してもらうような内容で実施。 ○ 第 7 次佐賀県保健医療計画案、第 3 期佐賀県医療費適正化計画案、第 3 次佐賀県がん対策推進計画案に対して県保険者協議会と連携し意見を提出。参画する国民健康保険運営協議会において、佐賀支部の保険料率の現状について訴え、協会加入者の二重負担となるような支出は慎重に検討するよう発言。
--	---

2. 健康保険給付等

(1) 更なるサービス向上のための取組

- サービスの改善に結びつけるため、以下の取組を行う。
 - ・ お客様満足度調査等の結果から加入者等のご意見やニーズを適切に把握し、更なるサービス改善に努める。
 - ・ 保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダードを適切に管理し、正確かつ着実な支給を継続する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、限度額適用認定申請書の利用促進に努める。また、高額療養費の未申請者に対しては、引き続き、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請促進を図る。

(3) 郵送による申請の推進

- 健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行うことで、郵送による申請をより一層推進する。また、窓口来訪者に対しても、必要に応じ郵送での申請を案内することにより、加入者の利便性を高める。

(4) 被扶養者資格の再確認

2. 健康保険給付等

(1) 更なるサービス向上のための取組

- サービス向上のための取組
 - ・ 前年度のお客様満足度調査等の結果を踏まえ、加入者サービス向上のために研修等を実施し、更なるサービス向上に努めた。
※平成 29 年度満足度調査結果
 - ・ 窓口調査 98.3% (平成 28 年度 94.4%)
 - ・ 架電調査 60.0% (平成 28 年度 50.0%)
 - ・ 保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダード 100%を達成した。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- 県内の主要の医療機関に対して、限度額適用認定申請書と返信用封筒の設置を依頼するとともに各種広報誌により制度周知を行った。
※平成 29 年度末現在の設置医療機関数 51
また、高額療養費の未申請者に対しては、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請促進を図った。
※送付件数 6,592 件

(3) 郵送による申請の推進

- 健康保険給付等の申請について、窓口相談者や電話相談の際の郵送による申請の案内、窓口へのポスター掲示、各種研修会や各種広報誌において周知を行った。
※平成 30 年 1 月の郵送化率 86.8% (平成 28 年度 86.0%)

(4) 被扶養者資格の再確認

○ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を行うため、以下の取組みを行う。 ・ 日本年金機構との連携を強化する。 ・ 効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○ 柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対する文書照会を、従来の多部位・頻回に加え、対象範囲を拡大するなど、より効果的な照会を検討・実施する。また、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。 ○ 照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○ 保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。 ○ 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。 ○ 保険給付審査医師の積極的な活用や加入者及び療養担当医師等への	○ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を実施した。 ※平成29年度の実施状況 ① 送付対象事業所数 8,301 (全国約126万) ② 確認対象被扶養者数 54,727 人 (全国約738万人) ③ 被扶養者削除人数 751 人 (全国75,685人) ④ 効果額(高齢者医療金) (全国約18.4億円) (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○ 柔道整復施術療養費の適正化のため、受診者に対する文書照会を3部位以上かつ15日以上施術の受診者に加え、新規施術所の受診者等対象範囲を拡大して実施。回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、受診者に確認したうえで厚生局への情報提供を行った。 ○ 照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図った。 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○ 資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて重点的に審査を行い、審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を経て、事業主への立入検査を5件実施した。(全国の検査件数 195 件:平成30年1月末)
--	--

文書による照会を継続し、更なる保険給付適正化に努める。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、以下の取組みを行う。
 - ・ 保険証回収について、日本年金機構の催告状による一次催告後速やかに文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を実施し、早期回収を図る。
 - ・ 事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所に対して、文書や電話等により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検において以下の取組みを行う。
 - ・ 支払基金との連携を図り、支払基金での一次審査の点検領域や点検方法を把握し、より効率的な点検を実施する。
 - ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
 - ・ 外部委託による点検業者のノウハウを取得・活用し内容点検業務の更なる向上を図る。
 - ・ レセプト点検員の専門的知識の習得や点検技術の向上を図る。
 - ・ 医療機関及び患者照会の強化を図り、更なる資格・外傷の点検効

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 資格喪失後受診率等による返納金債権防止の取組
 - ・ 保険証回収について、日本年金機構の催告状による一次催告後速やかに文書による二次催告、電話または文書による三次催告を実施し、早期回収を図った。
平成 30 年 1 月末の保険証の回収率
 - ・ 一般分 98.4%（全国 97.3%）
 - ・ 任継分 96.2%（全国 95.5%）
 - ・ 事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう「社会保険さが」等の広報誌や新規適用事業所に対する説明会を通じ周知を行った。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- 加入者 1 人当たりのレセプト点検効果額
(※H29 年度末の平均加入者数 297,757 人)
 - 内容点検（1,713 円）対前年度比+1,498 円
支払基金の公費併用レセプト事務処理誤りに伴いレセプトを多数返戻したことにより事務的に効果額が増大。
 - 診療内容等査定効果額（73 円）対前年度比－12 円
再審査請求による査定金額向上を重要項目として、効果額向上行動計画に基づき各種取組を実施。点検員の更なる点検スキルアップが今後の重要課題。
 - 資格点検（1,587 円）対前年度比－145 円
レセプト請求前資格確認の拡充により資格エラーレセプトが減少し点検事務の効率化が促進。

果額の向上を目指す。

（９）積極的な債権管理・回収業務の推進

- 不適正に使用された医療費等の早期回収のほか、積極的な債権回収について以下の取組みを行う。
 - ・ 発生した債権については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施するなど債権回収の強化を図る。
 - ・ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを活用し、回収に努める。
 - ・ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案において適正な請求を行う。
 - ・ 交通事故が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、確実な回収に努める。
 - ・ 債権対策会議等を実施し、これまでの対策とその結果を踏まえ、より効果的な対策を検討・実施する。

（１０）健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、より一層結びつきを強めていくことを目的とし、以下の取組みを行う。
 - ・ 研修の実施や広報活動等により健康保険事業への理解をさらに深めていただく。
 - ・ 協会の各種事業にご協力いただいた活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施する。
 - ・ 日本年金機構が実施する新規適用事業所を対象とした説明会に

➤ 外傷点検（435 円）対前年度比＋121 円

第三者行為届未提出者への届出勧奨、交通事故等求償事務の適正かつ迅速な対応により大幅な効果額向上に寄与。

（９）積極的な債権管理・回収業務の推進

- 現年度における主な債権の発生・回収状況
 - 資格喪失後受診の返納金（無効保険証の使用によるもの）
 - ・ 調定件数 879 件→回収 620 件（回収率 70.5%）
 - ・ 発生金額 23,169,873 円→回収 14,133,687 円（同 61.0%）
 - 損害賠償金（交通事故、傷害事件、犬咬等によるもの）
 - ・ 調定件数 353 件→回収 336 件（回収率 95.2%）
 - ・ 発生金額 122,681,029 円→回収 118,731,313 円（同 96.8%）
- 債権の適正な管理のもと、定期的な文書・電話催告、弁護士名を活用した返納督促、裁判所による法的手続き、国保との保険者間調整等各種スキームを積極的に活用。

（１０）健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- 職場の健康増進に関連する季節毎の情報提供冊子の送付を開始。健康企業宣言の登録勧奨に併せ、健康保険委員の登録勧奨を実施。（新規登録 49 名）
 - ・ 日本年金機構と合同で研修会の実施。協会けんぽは支部保健師等による肝臓をテーマにした研修実施。（11 月、5 会場、1,166 名）。
 - ・ 日本年金機構と合同で表彰の実施。29 年度健康保険委員表彰：大臣表彰 1 名、理事長表彰 2 名、支部長表彰 6 名。
 - ・ 年金事務所で実施する新規適用事業所対象の説明会、社会保険・

参画し、健康保険制度の周知を図るとともに健康保険委員の役割と活動内容及びその重要性を提唱する。	労働事務説明会に参画し、健康保険手続の説明、健康保険委員の登録案内の実施。
３．保健事業 加入者の疾病の予防と健康増進を目指し、持続可能な医療保険制度を維持するために、ＰＤＣＡを十分に意識した取組みを行うことで保健事業の効果的な推進を図る。 （１）健診 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：107,580 人）平成 29 年度見込 - 生活習慣病予防健診 実施率：61.3%（実施見込者数：66,000 人） - 事業者健診データ 取得率：15.6%（取得見込者数：16,800 人） ○ 被扶養者（40 歳以上）（受診対象者数：34,074 人）平成 29 年度見込 - 特定健康診査 実施率：27.4%（実施見込者数：9,350 人） ○ 受診勧奨対策 受診状況、受診環境などを踏まえた、効率的かつ効果的なアプローチを行う。 （被保険者） - 健診機関、外部委託等を活用した受診勧奨および事業者健診結果データ提供の勧奨を実施する。 - 新規適用事業所、任意継続被保険者への受診勧奨を実施する。	３．保健事業 （１）健診 ○ 被保険者（40 歳以上） - 生活習慣病予防健診実施率（平成 29 年度速報値） 58.0%（実施者数 62,418 人） 前年比＋3.7%（＋6,210 人） - 事業者健診データ取得率（平成 29 年度速報値） 6.5%（取得件数 7,040 人） 前年比 0.6%（＋926 人） ○ 被扶養者（40 歳以上） - 特定健診実施率（平成 29 年度速報値） 23.2%（実施者数 7,916 人） 前年比＋0.1%（＋91 人） ○ 受診勧奨対策 生活習慣病予防健診 - 健診推進経費を活用した健診機関による受診勧奨（29 機関と契約） 事業者健診 - 外部委託業者による同意書取得勧奨（200 事業所へ勧奨、35 件同意書取得） 特定健診

・ 事業所訪問による受診勧奨を実施する。 ・ 健診機関ごとの受診状況の目標管理を適切に行う。 (被扶養者) ・ オプション健診を取り入れた支部独自の集団健診を実施する。 ・ 市町と連携した特定健診とがん検診との同時実施の拡大を図る。 ・ 健診機会の充実を目的とした大型商業施設等での特定健診を実施する。	・ 支部主催の集団健診 (実施人数 1,612 人 前年実績 1,234 人) ※大型商業施設実施分、コンビニ健診分等を含む ・ 大型商業施設等での特定健診 イオン佐賀大和、イオン上峰、セリオ(小城市)で集団健診を実施(合計 384 人受診)
(2) 保健指導 ○ 被保険者(受診対象者数: 16,063 人) 平成 29 年度見込 ・ 特定保健指導 実施率: 31.2% (実施見込者数: 5,025 人) (内訳) 協会保健師実施分 18.7 % (実施見込者数: 3,000 人) アウトソーシング分 12.6% (実施見込者数: 2,025 人) ○ 被扶養者(受診対象者数: 842 人) 平成 29 年度見込 ・ 特定保健指導 実施率: 5.7% (実施見込者数: 48 人) ○ 保健指導委託先の指導・育成および拡充 ・ 支部保健師と委託先保健師の合同研修や外部委託機関の意見交換会を開催する。 ・ 健診時の初回面談の同時実施を促進する。 ・ トップ営業による外部委託先の新規開拓を実施する。 ・ 保健指導専門機関への外部委託を実施する。	(2) 保健指導 ○ 被保険者 ・ 特定保健指導実施率(平成 29 年度速報値) 16.3% (実施者数 2,627 人) (協会分 12.6% 2,031 人、委託分 3.7% 596 人) 前年度比-3.7% (-6 人) ○ 被扶養者 ・ 特定保健指導実施率(平成 29 年度速報値) 2.3% (実施者数 19 人) 前年比-1.4% (-21 人) ○ 保健指導委託先の指導・育成および拡充 ・ 意見交換会を 29 年 11 月に開催 ・ 健診時の初回面談可能な健診機関 1 機関と新たに特定保健指導業務委託契約を締結(29 年 6 月) ・ 29 年度委託先 9 機関→30 年度委託先 14 機関 ・ 保健指導専門機関に委託し ICT を活用した特定保健指導を実施

(3) その他の保健事業 ○ 生活習慣病の重症化予防対策 ・ 県、労働局と連携し、要治療者への事業主からの積極的な働きかけを促す。 ・ 糖尿病等の未治療者への受診勧奨を専門職の知見を活用し効果的に実施する。 ・ 生活習慣病が疑われる者への保健指導を実施する。 ・ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。 ○ 県、市町や関係団体との連携強化 ・ 地方自治体等と締結した協定を活用し、健康イベント等への参加や特定健診とがん検診の同時実施の拡大を図るなど、関係機関と連携した事業を推進する。 ○ イベントを活用した加入者の健康づくり啓発の実施 ・ 加入者等にメタボリックシンドロームへの理解を深めてもらう観点で、イベントでの健康づくり啓発と適切な情報提供を行う。	(3) その他の保健事業 ○ 生活習慣病の重症化予防対策 ・ 県、労働局、産業保健総合支援センターと連名で事業主から未受診者への受診勧奨を依頼する文書を送付（11,624 社へ送付） ・ メタボではないが、生活習慣病のリスクがある方への保健指導を実施（933 人） ・ 糖尿病等未治療者へ外部委託機関による受診勧奨を実施（勧奨実施 64 人、うち受診 6 人） ・ 糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを 30 年 1 月より開始（5 名継続支援中） ○ 県、市町や関係団体との連携強化 ・ 佐賀県、佐賀市等と連携したコンビニでの特定健診、佐賀市と連携した子育てイベントでの特定健診を実施（合計 4 回実施 140 人受診） ○ イベントを活用した加入者の健康づくり啓発の実施 下記のイベント等に参加し啓発活動を実施 ・ がん征圧県民の集い（9 月） ・ ばぶばぶフェスタ（10 月） ・ さが桜マラソン（3 月）
(4) データヘルス計画 ○ データヘルス計画で策定した上位目標《メタボリックシンドロームリスク保有者および予備群の該当割合を対 24 年度比で減少させる》を達成するため、以下の取組みを推進する。また、データヘルス計画の P D C A サイクルを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を推進していく。	(4) データヘルス計画 ○ メタボリックシンドローム該当者+予備軍の該当割合 24 年度：25.22%→28 年度：26.75%（24 年度比 +1.54%） 担当グループの毎月の進捗会議にて取組を幹部へ報告。

・ 加入者への適切な情報提供を行うことで、メタボリックシンドロームへの理解を深めていく。 ・ 事業主・関係機関等との連携を強化することにより、保健事業を円滑に推進させる。 ・ 加入者への取組を強化することにより、健診受診率の向上・重症化予防を推進させる。 ○ 大学研究者等の協力を得ながら健診結果データ、レセプトデータを分析し、健診受診者で数値が境界値にある者へ対し根拠に基づいた啓発資料を作成・配布する。 ○ これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。	・ 健康保険委員への情報提供や特定健診対象者へのダイレクトメールを通じた広報を実施。 ・ 健康宣言事業や各種会合での説明を通じた特定健診・保健指導利用勧奨。 ・ 重症化予防対策、医療機関未治療者に対する受診勧奨の強化。 ○ 大学研究者からのアドバイスを得ながら健診データの集計・分析を行い、脂質、肝機能、尿酸のうち2項目以上要治療・要精密者へ対してのチラシ原稿を作成依頼。 ○ 第一期計画の促進要因、阻害要因について検討し、第二期計画を策定。
4. 組織運営及び業務改革 (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・ 平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫・文化の更なる定着を図る。 ○ リスク管理体制の整備 ・ リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の周知・徹底を行う。 ・ 危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。	4. 組織運営及び業務改革 (1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・ 本部理事・役職員との意見交換、講話の機会に若手職員や契約職員も参加し協会全体の状況や課題、業務の進め方の変化等認識を共有。 ○ リスク管理体制の整備 ・ 幹部会を通じ、リスク管理委員によるリスク回避等の周知・徹底を図った。 ・ 災害発生時における初動対応マニュアル（佐賀支部）について各グループへ設置し災害発生時の対応及び初動対応事項について支部内部部門間で共有を図った。 ・ 本部主導による標的型メールの訓練が実施され、訓練対象となっ

○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の発行、行動規範の読み合わせや研修等を通じて、職員全員に法令等規律の遵守徹底を行う。 ・ セルフチェックの定期的な実施等により個人情報保護などコンプライアンスに対する職員への啓発を図る。 ○ 情報セキュリティ対策の推進 ・ 佐賀支部における電子ファイル管理手順に基づき、電子ファイル等の管理状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティの強化ならびに職員の情報セキュリティに対する意識向上を図る。 ○ 実績や能力本位の人事の推進 ・ 新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ○ 組織運営体制の強化 ・ 内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一	た佐賀支部職員の初動対応及び情報セキュリティ管理者による本部への報告まで問題なく対応した。 ・ ビル管理会社主催の消防訓練に参加。（消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練・消火器取扱い訓練・AED 取扱い訓練） ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ 年間活動計画を策定、コンプライアンス委員会（5 月・12 月）及び個人情報保護管理委員会（6 月・12 月）を開催、幹部会を通じ全職員へ委員会での結果等を周知。 ・ 佐賀支部コンプライアンス通信の発行（5 月・12 月） ・ コンプライアンス研修の実施（12 月）（DVD 視聴）（全職員） ・ 個人情報保護研修の実施（3 月）（全職員） ・ 部長及びグループ長による支部内自主点検を実施。（6 月・12 月） ・ 毎月第 1.3 水曜日の全体朝礼を行い、「全国健康保険行動規範」の読み合わせを実施。（職員のコンプライアンス意識の醸成及び遵守の徹底を確認） ○ 情報セキュリティ対策の推進 ・ 情報セキュリティ管理者（企画総務部長）受講の本部研修に基づき情報セキュリティ研修を実施。（7 月）（全職員） ・ 本部主導のメール形式による情報セキュリティ自己点検の実施。（全職員） ・ 部長及びグループ長による職員の電子ファイル保存状況等について定期点検を実施。（毎月 1 回） ・ 部長及びグループ長による支部内自主点検を実施。（6 月・12 月） ○ 実績や能力本位の人事の推進 ・ 人事評価要領に基づき、上期下期それぞれの個人目標策定面談及びフィードバック面談を実施。 ○ 組織運営体制の強化 ・ 毎週初めに幹部会議（グループ長補佐以上出席）を開催。また、
---	---

層深め組織運営体制の強化を図る。

（２）人材育成の推進

- 「OJT」・「集合研修」・「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の活用を図りながら、戦略的な人材育成を推進する。
 - ・ 契約職員等に対する研修体制の整備を図る。
 - ・ 全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
 - ・ 本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。
 - ・ 支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。
 - ・ 全職員を対象としたハラスメント研修等を実施する。
 - ・ 支部活性化プロジェクト、全体朝礼等支部独自の取組を通じ、職員の発想力・発信力・企画力を養成する。

（３）業務改革・改善の推進

- 業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫の提案、検討を行い、サービスの向上や業務改革・改善を推進する。また、ブロック別業務改革会議等を通して、より良いサービスの標準化を目指す。
- 業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。
- 支部活性化プロジェクト事業など、若手職員からのボトムアップによる様々な創意工夫・知恵等の提案を業務の効率化、組織の活性化に反映させる。

グループの進捗会議には他グループのグループ長も出席し支部内部門間の連携を図った。

（２）人材育成の推進

- 戦略的な人材育成
 - ・ 新規採用した契約職員に対しコンプライアンス研修・個人情報保護研修を実施。また、配置グループによる業務研修を実施。
 - ・ 業務グループにおいて、全職員が複数の業務を携わる体制に変更するにあたり業務を担う契約職員に対し業務研修を実施。
 - ・ 本部ハラスメント研修受講者によるハラスメント防止研修の実施。（６月）（全職員）
 - ・ メンタルヘルス研修の実施（１２月）（DVD視聴）
 - ・ 接遇研修の実施（１月）（外部講師）（全職員）
 - ・ 支部活性化プロジェクトの取組により、支部健康宣言に基づき全職員によるラジオ体操を実施。（毎日１５時）

（３）業務改革・改善の推進

- ブロック別業務改革会議により適用・徴収・レセプト点検の全国統一の手順書を作成しサービスの標準化を実施。
- 全支部の標準人員が示されたことに伴い、職員の配置を見直し企画業務への重点化による人員配置を実施。
- 支部活性化プロジェクト事業では、支部活性化プロジェクトメンバー以外の職員からも様々な創意工夫・知恵等の提案を受ける「職員の声BOX」を設置。

(4) 経費節減等の推進 ○ 事務経費削減の観点から、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ○ 各グループの調達計画を踏まえ、年間調達計画書を作成し、効率的効果的な物品等の調達を行うとともに、調達における競争性、透明性の確保を図るため、100 万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。	(4) 経費節減等の推進 ○ 不要な印刷・カラー印刷を減らす等職員のコスト意識の徹底を図ると共に、トナーやコピー用紙等消耗品の在庫管理実施及び光熱費の推移を月次でチェックし対策を検討。 ○ 支部で作成した予算実施計画書に基づき物品等の調達を実施。また、100 万円未満の調達案件の一部について競争入札を実施。
---	--